

2022年6月29日

株 主 各 位

大阪市福島区野田二丁目13番5号

OUGホールディングス株式会社

取締役社長 橋 爪 康 至

第76回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第76回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項
1. 第76期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 本件は、上記についてそれぞれの内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、当事業年度の期末配当は、1株につき金60円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

1. 提案の理由

(1) 事業目的の記載の変更

今後の新規事業への展開に備えるため、定款第2条（目的）に事業目的の記載を追加いたしました。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更いたしました。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、定款第15条（電子提供措置等）第1項を新設いたしました。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、定款第15条（電子提供措置等）第2項を新設いたしました。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除いたしました。
- ④上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けました。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

変	更	前	変	更	後
		(目的)			(目的)
第2条	本公司は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式もしくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することおよびこれに関連する業務を行なうことを目的とする。		第2条	本公司は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式もしくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することおよびこれに関連する業務を行なうことを目的とする。	
1.～4.	(条文省略)		1.～4.	(変更前のおとり)	
	(新 設)			<u>5. 各種次亜塩素酸水生成装置をはじめとする機械装置一式および生成水・薬液の販売</u>	
<u>5.～25.</u>	(条文省略)		<u>6.～26.</u>	(変更前のおとり)	
		(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)			
第15条	本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。			(削 除)	

変 更 前	変 更 後
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条</u> 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 本社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
(新 設)	

第3号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり取締役には橋爪康至、中江一夫、梅島信也、三浦正晴、荻野義明の5氏が再選され、新たに岩佐勇人氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、三浦正晴、荻野義明の両氏は、社外取締役であります。

以 上

なお、本総会終了後開催の取締役会において、代表取締役社長として橋爪康至氏が選定され、また、代表取締役として中江一夫氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

本総会ならびに本総会終了後開催の取締役会決議後の役員体制は、下記に記載のとおりであります。

役員体制（2022年6月29日現在）

(1) 取締役

代表取締役社長	橋	爪	康	至
代表取締役	中	江	一	夫
取締役	岩	佐	勇	人
取締役	梅	島	信	也
取締役	三	浦	正	晴（社外取締役）
取締役	荻	野	義	明（社外取締役）

(2) 監査役

常勤監査役	辰		清	広
監査役	和	田		徹（社外監査役）
監査役	小	竹	伸	幸（社外監査役）
監査役	石	川	英	機（社外監査役）

(3) 顧問

顧問	勝	田	昇
----	---	---	---

(4) 執行役員

執行役員	山	田	稔
執行役員	中	村	耕

配当金のお支払いについて

本総会の決議により、第76期期末配当金をお支払いいたしますので、同封の「期末配当金領収証」にてお受け取りください。

振込先をご指定の株主様には、「期末配当金計算書」および「配当金振込先ご確認のご案内」を同封いたしておりますので、ご査収くださいますようお願い申し上げます。

なお、同封の「配当金計算書」は、配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認にご使用いただけます。

また、株式数比例配分方式を選択されている株主様におかれましては、配当金のお振込等の詳細につきましては、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。

以上

